

令和5年度

秋田県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

議案第10号

令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年10月11日提出

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療広域連合電算処理システム 更改作業委託経費	令和5年度～令和6年度	239,551
後期高齢者医療広域連合電算処理システム ハードウェア及びソフトウェア及びネット ワーク機器に関する賃貸借経費	令和5年度～令和11年度	155,810